

監査品質のマネジメントに関する
年次報告書

2025 年版

(2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日)

晴磐監査法人

目次

- I 統括代表パートナーからのメッセージ
- II 当法人の経営理念と基本方針
- III 法人概要
- IV 経営管理の状況
 - 1. 品質管理基盤
 - 2. 組織・ガバナンス基盤
 - 3. 人的基盤
 - 4. I T基盤
 - 5. 財務基盤
 - 6. 国際対応基盤
- V 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

I 統括代表パートナーからのメッセージ(経営方針及び監査品質向上に向けた取組みについて)

近年、上場国内会社の監査において、大手監査法人から準大手・中小規模監査事務所へ会計監査人への変更が進み、令和5年6月期には中小規模監査事務所による被監査上場会社が92社増加し、中小規模監査事務所の存在感と責任は急速に拡大しています。

一方、監査法人が従うべき規範の面においては、国際監査基準の改訂により、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入や、報酬依存度規制・非保証業務の提供禁止など倫理規則も強化されています。さらに、公認会計士法の一部改正と上場会社監査を行う監査事務所に対するガバナンス・コードの受け入れが求められ、上場会社を監査する監査事務所に対して高い規律が課されています。

こうした制度改正は、中小規模監査事務所にも適用され、特に上場会社を監査する中小規模監査事務所は、自律的にサービス品質の向上に取り組み、信頼性を確保することが急務となっています。

私たちは設立4年目の新興監査法人です。大手監査法人とは異なり、対応できる顧客数および人員数も限られています。そのような状況でどのような特色を出して監査法人としてのサービスを提供していくのか、まさに差別化と生き残りをかけた戦いに臨んでいます。

当法人の経営理念「私たちと関わる人の心を晴れやかにする」には、顧客のみならず、規制当局も含め関係する全ての人が納得できるようなサービスを提供しようという思いが込められています。当法人が対象とする顧客層は、今後成長が期待されるアーリーステージの会社等が中心で、必要な人材が十分に確保できていないケースも少なくありません。そのような顧客に対しては、大手監査法人のようにマニュアルをベースにした大量生産型の監査ではなく、顧客一社一社に真摯に向き合って対応する姿勢が何より重要であり、実際に顧客からもそのような指導的機能が期待されていることを肌で感じています。

この報告書には、当法人の経営理念を具体的にどのように実践していくかの仕組みについて、細かく解説しています。端的に言えば、ルールのためのルール作りや、一つの目的に一つの対応というような過剰な仕組み作りは避け、最大公約数的な考え方を重視し、シンプルで分かりやすい仕組み作りを目指しました。当ガバナンス報告書を通じて、読み手の方々と実のあるコミュニケーションができ、当法人の経営理念が高いレベルで実現されることを期待しています。

統括代表パートナー 浅野 博

II 当法人の経営理念と基本方針

(1) 経営理念

“私たちと関わる人の心を晴れやかに”

(2) 基本方針

基本方針は、「経営理念を実現するための基本姿勢、考え方」です。

私たちは、顧客と一生お付き合いできる信頼関係を築くために、常に顧客の立場から考え、顧客の悩みに向き合い、顧客の期待を超えるサービスを提供し続けることを目指します。そのために、一人ひとりが現状に甘んじることなく、常に成長を続け、夢とビジョンを共有し、個性に合った希望と未来が描ける組織を実現します。従来の中小監査法人の概念を超えた真のサムライ・プロフェッショナル集団として、地域の中小企業発展に貢献することで、私たちと関わる人の心を晴れやかにすることを目指します。

具体的には、「私たちと関わる人の心を晴れやかに」するという経営理念を実現するために、以下のような取り組みを行います。

1. **信頼関係の構築**：顧客との長期的な信頼関係を築き、双方にとって良好な関係を維持するため、顧客のニーズに応じた提案と課題解決に向けた継続的なサポートを行います。さらに、期待を超える価値を提供し、より強固な信頼を確立します。
2. **成長への挑戦**：現状に甘んじることなく、常に新しいことに挑戦し、成長を続けます。既存業務の改善等に積極的に取り組み、顧客にさらなる価値をもたらします。
3. **個性を活かす組織づくり**：他責や慣れ合いを排除し、個々の強みを活かせる組織を実現します。社員一人ひとりが自己実現できる環境を整備し、真のチームワークを大切にします。
4. **真の専門家の育成**：確固たる基礎を持つ真の専門家（サムライ・プロフェッショナル）を育成し、日本の中小企業の発展に貢献します。社員一人ひとりが専門性を高め、顧客に価値あるサービスを提供できるよう努めます。



Ⅲ 法人概要（2025年6月30日現在）

- 法人名称：晴磐監査法人（Haleiwa&Co.）
- 所在地：〒163-0649 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル49階
- 沿革
 - 2021年7月 東京都新宿区大久保に晴磐監査法人を設立
 - 2022年1月 上場会社監査事務所登録制度（準登録事務所名簿）に登録
 - 2023年4月 改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録
 - 2023年6月 東京都新宿区西新宿6丁目に事務所を移転
 - 2024年5月 上場会社等監査人名簿に登録
 - 2024年6月 東京都新宿区西新宿1丁目に事務所を移転

- 人員構成

区分	人数
代表社員・社員	7名
公認会計士	13名
その他の専門・事務職員	3名
合計	23名

- 被監査会社の概要

種別	被監査会社数
① 金商法・会社法監査	4社
② 準金商法監査	1社
③ 会社法監査	2社
④ その他	8社
合計	15社

- 被監査会社（大会社等に限る）の名称
 - 第一屋製パン株式会社（東証スタンダード）
 - 株式会社インフォネット（東証グロース）
 - 株式会社小野測器（東証スタンダード）
 - 株式会社一家ホールディングス（東証スタンダード）

IV 経営管理の状況

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理体制

上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門として、品質管理部を設置しています。

品質管理部は、主として、監査の品質管理規程等及び関連するガイドラインの策定・更新、各種調書様式等の作成、品質管理施策等の実行を通じて、監査チームを支援しています。また、品質管理部に所属する全員が参加する業務連絡会を毎月開催し、タスク管理や業務進捗の確認をするほか、監査品質向上に向けた取組みを検討しています。

なお、品質に関する説明責任を含む最終的な責任は統括代表パートナーにあります。品質管理責任者は品質管理システムに関する最高責任、品質管理システムを整備・運用する責任及び不正リスクに関する品質管理の責任を負い、監査責任者は当法人が定めた品質管理システムに準拠し監査業務を行う責任を負います。

(2) 職業倫理・独立性

① 職業倫理の遵守及び独立性の確保のための体制

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則（以下「倫理規則」という。）に基づき、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持及び職業専門家としての行動を内容とする職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての専門要員にその遵守を求めるとともに、遵守状況を確認しています。

また、独立性の規定の遵守を合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、全構成員を対象に毎年1回並びに必要な時点において、日本公認会計士協会の倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

なお、当該調査についての回答率は100%であり、違反件数はなく、全構成員が独立性の規定を遵守しています。

【AQI①：独立性の遵守状況】

	2024年6月期	2025年6月期
年次独立性確認の回答率	100%	100%
識別された違反件数	0件	0件

② インサイダー取引防止のための体制

当法人は、インサイダー取引防止のために、「インサイダー取引防止規程」を整備し、全構成員に対して遵守を義務付けるとともに、インサイダー取引の防止を遵守するための誓約書を全構成員から毎年入手し、法令遵守を徹底しています。

【AQI②：インサイダー取引の遵守状況】

	2024年6月期	2025年6月期
インサイダー取引防止のための誓約書回収率	100%	100%
識別された違反件数	0件	0件

③ 監査責任者等のローテーション

監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者）のローテーションについては、最新の法令及び倫理規則等に規定されている独立性や長期関与年数、クーリングオフ期間を考慮し、法人として必要となる具体的な要件を「担当者の長期関与及びローテーションに関する方針」に規定しています。

当該方針に基づき、業務執行社員選任委員会でローテーション計画を策定し、社員会で承認しています。

監査責任者等のローテーションの主なルール

	関与期間の上限	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7会計期間	5会計期間
その他の業務執行社員	7会計期間	2会計期間
審査担当者	7会計期間	3会計期間

(3) 契約の新規締結及び更新

当法人は、監査契約の新規締結及び更新の可否の決定について、監査品質を合理的に確保するための方針及び手続を整備し、運用しています。具体的には、関与先に対する独立性、関与先の誠実性及び会社規模、契約条件及びリスク（不正リスクを含む）の評価、業務を実施するための能力及び経験を有する人的資源の確保の状況等を総合的に評価し、その評価結果をもとに契約リスクに応じて、品質管理部、契約審査会又は社員会において監査契約の新規締結又は更新の可否を承認することとしています。

(4) 監査業務の実施及び監査調書の管理

当法人は、監査の品質管理規程等において、監査業務の実施に関する方針及び手続、指示、指導、監督及び実施、監査調書の査閲並びに審査の実施方法について整備し、運用しています。

監査調書については、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び保存や廃棄に関する方針及び手続を整備し、適切に運用しています。

社会的影響度の高い事業体に係る監査業務は、監査調書の電子化を義務付け、厳格なセキュリティ管理のもと、クラウド上に保管しています。また、監査調書の改ざん防止の仕組みとして、監査調書のアーカイブに関する取扱いを策定し、最終的な整理が完了した監査調書へのアクセス権を厳格に制限するとともに、アクセス権限の変更を含む操作ログを記録・保管しています。

(5) 審査体制

当法人は、すべての法定監査業務について、監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査担当者による審査受審を義務付けています。当該審査は、監査業務の審査に関する方針及び手続に従い、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とし、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としています。

また、品質管理部が必要と判断した重要な事項については、審査担当者による審査に加えて審査会において合議制による審査を実施する方針としています。なお、審査会は審査委員2名が審査を行い、独立性を有する第三者2名も陪席する方針としています。

2024年度（2024年7月～2025年6月）においては、インフライトレビューとしての位置付けで、以下の内容で審査会審査を実施しました。

実施対象	全上場会社の監査業務
実施期限	決算期末日までに受審
重点項目	<ul style="list-style-type: none">不正リスク（不正シナリオを含む）、特別な検討を必要とするリスクについて、リスクの識別と対応手続の計画・戦略の立案当期のKAM文案

(6) 専門的な見解の問合せ

当法人は、監査業務において判断に困難を伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関する取扱いについて、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定め、法人掲示板において専門要員に周知しています。具体的には、「専門的な見解の問合せフォーム」を整備し、方針の策定、問合せが必須のケースや法人外部の専門的な見解の問合せ先等を定め、必要と判断した場合に随時利用可能な体制を整備しています。

(7) 品質管理システムのモニタリング

当法人は、品質管理システムの整備及び運用について、不備が適時に改善され、識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスを定めています。当該プロセスは、日常的な監視及び完了した監査業務の定期的な検証からなり、発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には、改善を要する事項を検討し、適切な是正措置を取ることとしています。

品質管理システムの日常的なモニタリングについては、独立性を含む職業倫理の遵守状況、審査の実施状況及び監査調書の管理状況等、所定のモニタリング項目について、品質管理の方針及び手続が遵守されているかどうかを品質管理部が随時モニタリングをしています。

完了した監査業務の定期的な検証については、一定の期間を検証サイクルとし、1つの検証サイクルの中で、監査責任者に対して少なくとも1つの完了した監査業務を検証対象として選定し、外部の公認会計士による検証を実施しています。

2024年度（2024年7月～2025年6月）において実施した定期的検証の重点項目は、以

下のとおりです。

- 重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
- 会計上の見積りの監査
- 監査上の主要な検討事項（KAM）
- 専門的な見解の問合せ

【AQI③：完了した監査業務の定期的な検証の実施状況】

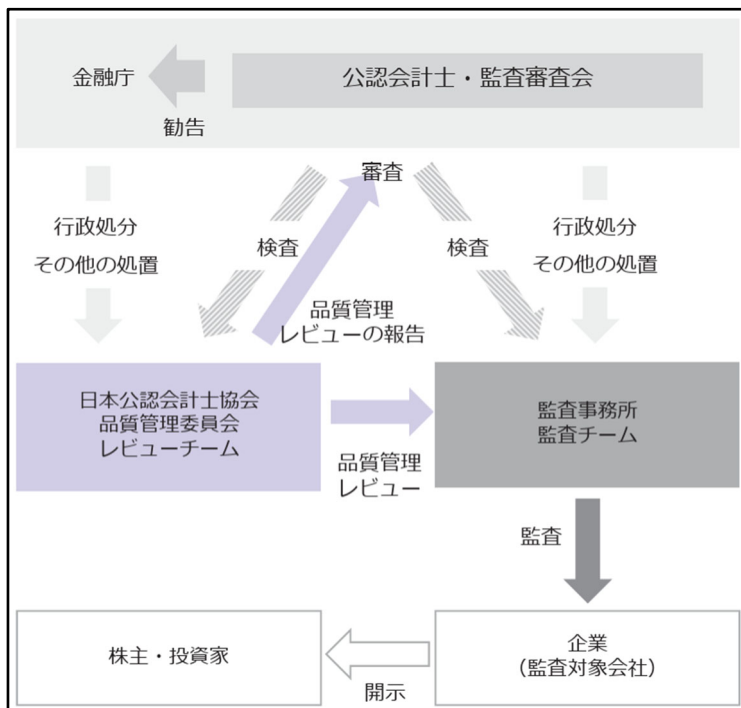
	2023 年度 (2023. 7～2024. 6)	2024 年度 (2024. 7～2025. 6)
検証対象業務	4 業務	6 業務
うち、検証実施業務	1 業務	2 業務
パートナーカバー率	50.0%	50.0%
検証結果	重要な不備事項なし	重要な不備事項なし

【AQI④：過年度の有価証券報告書の訂正の有無】

	2023 年度 (2023. 7～2024. 6)	2024 年度 (2024. 7～2025. 6)
訂正の有無	訂正なし	訂正なし

(8) 外部機関等によるモニタリング

外部機関等によるモニタリング制度として、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。



(出典：日本公認会計士協会「2024 年度 自主規制レポート」)

① 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

● 品質管理レビューの概要

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、自主規制の取組みの一環として、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的としています。品質管理レビューを実施することにより、監査事務所が行うリスク評価プロセスを含む監査の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を監査事務所に通知するとともに、必要に応じて改善を勧告し適切な措置を決定します。

また、上場会社等監査人登録制度において、適格性の確認を行うに当たっては、品質管理レビュー制度を利用することとされています。

● 直近年度の品質管理レビューの実施結果

【通常レビュー】

品質管理レビュー報告書の交付年月	2023年11月
実施結果	重要な不備事項のない実施結果

【登録審査のためのレビュー】

品質管理レビュー報告書の交付年月	2024年 5月
実施結果	重要な不備事項のない実施結果

② 公認会計士・監査審査会による検査

● 検査の概要

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビュー結果に関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。立入検査の結果、監査事務所の品質管理システムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

検査等の結果、日本公認会計士協会の品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、公認会計士・監査審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

● 直近年度の実施結果

当法人は、過去度において、公認会計士・監査審査会の検査を受けていません。

(9) 監査ホットライン

当法人の監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等（独立性・倫理規則違反、インサイダー取引等を含む）に関する情報を当法人内外から幅広く収集し、監査の品質向上を図るため、当法人のウェブサイト「監査ホットライン」を設置しています。通報者からの通報内容について公正かつ適正な判断を行うため、外部の法律事務所を通報窓口としています。

監査ホットラインは、当法人ウェブサイト「監査ホットライン」に設置しています。

監査ホットライン

HOTLINE

経営監査法人・監査ホットライン

経営監査法人では、当法人の監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等（独立性・倫理規定違反、インサイダー取引等を含む）に関する情報を当法人の内外から幅広く収集し、監査の品質向上を図るため「監査ホットライン」を設置しています。

当該情報をお持ちの方は、以下の留意事項にご同意の上、書面またはフォームによりご連絡ください。

留意事項

1. 監査ホットライン専用フォームより所定の事項をご記入ください。
 - ・ お名前、所属会社名
※匿名による通報も受け付けています。匿名希望の場合は、お名前欄に「匿名希望」と記載してください。
 - ・ 備考欄に事案（不正・粉飾・違法行為）の内容、発生日時、発生場所、関係者等を出発点より具体的に記述してください。
※事案に関連する資料等がありましたら、併せてご提出ください。
2. ご連絡いただきました情報には、原則として個別の回答は行いません。
3. 監査ホットラインへの監査関連情報の提供は、監査業務等に関連した、不正・粉飾及び違法行為等に関する情報を対象としています。個人の利益を図るため、あるいは私怨又は誹謗・中傷を目的とした情報については、監査ホットラインの対象外です。
4. いただきました情報については守秘義務を厳守し、情報をご提供いただいた方の個人情報、当法人の「個人情報保護基本方針」により厳重に管理します。

ご相談窓口

専用フォームへの記入：以下にご記入ください。
書面での報告を希望される方は、以下の宛先に郵送してください。
郵便：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビルディング6階
鳥飼総合法律事務所（経営監査法人 監査ホットライン）宛

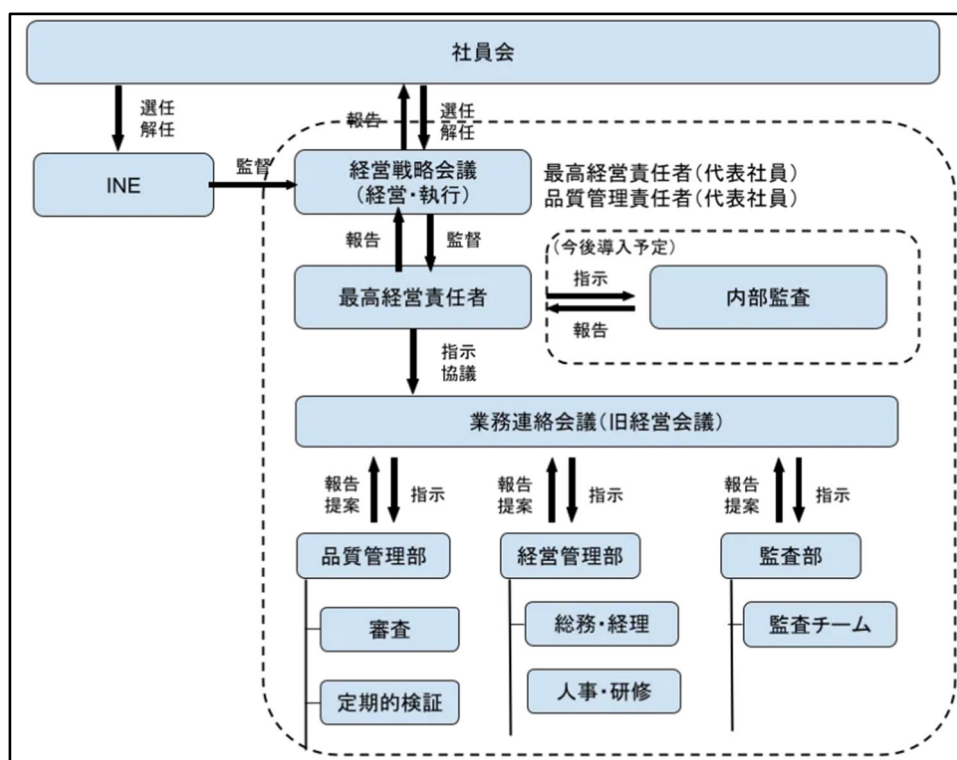
2. 組織・ガバナンス基盤

当法人は中小規模の無限責任監査法人であり、監査法人制度に基づき、社員（パートナー）全員を構成員とする「社員会」を最高意思決定機関とし、経営方針等の重要事項の意思決定を行っています。

また、会計監査の品質確保及びその持続的向上を図る観点から、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすために、最高経営責任者及び品質管理責任者を構成員とする「経営戦略会議」を設置し、法人運営についての経営・執行を行っています。

なお、当法人は、上場会社の監査を行っており、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保することが求められるため、「独立性を有する第三者」を選任し、当法人の組織的な運営の実効性に関する評価・監督や経営機能の実効性向上に資する助言・提言を受けています。

<組織図>



① 社員会

当法人の基本的な方針の決定、経営執行メンバーの選解任、経営方針の承認、独立性を有する第三者（INE）の選解任及び社員の利害に関わる事項の決定等を行います。社員会は3か月に1回程度の開催とし、必要に応じて臨時に開催することとしています。なお、2025年度より毎月開催としています。

② 経営戦略会議

代表社員（最高経営責任者及び品質管理責任者）の経営執行を監督するとともに、経営方針の策定、重要な業務の意思決定を行います。経営戦略会議は原則として月2回の開催とし、必要に応じて臨時に開催することとしています。独立性を有する第三者（INE）は当該会議に出席し、代表社員の経営執行を独立の立場から監督します。

社員会、経営戦略会議の開催実績

	2025年6月期	2026年6月期 (2025年12月現在)
社員会	5回	8回
経営戦略会議	21回	13回

③ 業務連絡会議

各部門の担当社員が参加する業務連絡会議を、必要に応じて開催します。業務連絡会議では、

日常的なモニタリング、日常業務における各部門からの情報提供等を行い、法人業務の進捗状況を確認し、意思決定の迅速化と業績の向上を図ることを目的とします。

④ 品質管理部

上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門として、品質管理部を設置しています。品質管理部では、主として、監査の品質管理に関する規程及び関連するガイドライン、各種調書様式等のインフラの整備及び周知、研修計画の立案、品質管理施策等の実行を通じて、監査チームを支援しています。

また、監査業務の審査やモニタリング（日常的なモニタリング及び完了した監査業務の定期的な検証）の方針及び手続を策定し、監査品質の維持向上を図っています。

⑤ 経営管理部

当法人の円滑な組織運営を実現するため、経営管理部を設置しています。総務、経理および人事等の機能を担い、効率的な運営と人財管理を推進します。

⑥ 独立性を有する第三者（監督・評価委員）

当法人は、独立性を有する第三者として2名の外部委員を選任し、当法人の組織的な運営の実効性に関する監督・評価や経営機能の実効性向上に資する助言・提言が行われることを期待しています。

外部委員は、毎月2回開催の経営戦略会議に出席し、高度な専門性を発揮し独立の立場から経営機能の実効性向上、監査品質向上のための助言・提言等を行っています。

【外部委員のご紹介】

氏名	資格	主要略歴
江島 智	公認会計士 税理士	1979年、プライスウォーターハウス会計事務所（現 PwC Japan 有限責任監査法人）に入所。その後、中央青山監査法人・みずぎ監査法人・EY 新日本有限責任監査法人において品質管理本部に所属し、法人全体に対する監査メソッドロジーの適用指導および関連教育の実施、CPAAOB 検査対応、JICPA 品質管理レビュー対応を担当。 法人在職中は、日本公認会計士協会（JICPA）監査基準委員会（現 監査・保証基準委員会）委員として11年間活動。 2018年から2025年まで、公認会計士試験（監査論）試験委員を務める。 現在、江島智公認会計士事務所 所長、税理士法人廣田会計事務所 社員。
甘楽 真明	公認会計士 税理士	1989年、太田昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）に入所。 製造業、建設業、小売業、金融機関など幅広い業種の法定監査に従事し、IPO 準備会社の株式公開支援業務にも多数関与。 2006年にパートナー昇格後は、監査業務・非監査業務に携わる一方、品質管理本部 AQR 部を兼務し、法人全体の監査品質向上に向けた施策を推進。 現在、甘楽真明公認会計士事務所 所長、甘楽真明税理士事務所 所長。

3. 人的基盤

(1) 採用方針

当法人は、当法人の経営理念・基本方針等に沿って主体的に行動する専門要員を採用する方針としています。また、一定の業務遂行能力を担保するための具体的な基準として、当面の間、大手監査法人において10年以上の監査経験又は管理職経験のある公認会計士を中心に採用する方針としています。

また、適切な監査品質の確保に必要な人員数を把握するため、アサイン状況を定期的にモニタリングし、人的資源の管理を行っています。

(2) 当法人の構成員の状況

当法人の構成員の状況（2025年6月末現在）は、以下のとおりであります。

■人員構成（業務委託を含む）

役職	人数	うち女性比率
パートナー（代表社員、社員）	7名	14%
公認会計士	13名	15%
その他の専門職員・事務職員	3名	33%
合計	23名	17%

■資格保有者の内訳

資格	人数
公認会計士	20名
公認不正検査士	1名
不動産鑑定士	1名
公認情報システム監査人	1名
システム監査技術者	2名

(3) 教育訓練

当法人は、専門要員が監査業務の遂行に必要な適性や能力の維持向上を図るために、継続的に研修を受講し知識のアップデートを図ることが重要であると考えています。品質管理部は、当法人の要求する監査品質を担保するために、専門要員の属性ごとに必要な研修を法人指定研修として選定し、監査業務に従事する全ての専門要員に対し受講を義務付けています。法人指定研修は、監査業務の実施に必要な基準等の改訂を含めた会計基準等の改正、インサイダー取引規制や独立性等の職業倫理、その他コンプライアンスや情報セキュリティ等に関する研修など、会計・監査以外の分野についても、法人が抱えるその時々具体的な課題に即した研修を法人指定研修として指定し、必要なサポートを行っています。

専門要員の研修履修状況の管理については、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD）等の単位履修状況を含め、経営管理部（人事担当）がモニタリングしており、所定の単位数に満たない場合は、監査業務に従事させない方針としています。

また、専門要員のアサイン決定時に、各人の研修履修状況と研修日程の申請状況を踏まえ、品質管理部が研修日程を追加することで、研修の受講機会を確保する仕組みとしています。

【AQI⑤：研修受講状況】

	2023年度 (2023.4～2024.3)	2024年度 (2024.4～2025.3)
CPD取得義務達成率	100%	100%
法人指定研修の受講率	100%	100%
CPD義務者平均単位数(※)	43.6単位	42.8単位

※軽減措置対象者を除く

(4) 人事評価

人事評価については、監査品質を最も重要視する方針としています。また、それぞれの役割と責任を明確にするため、経営理念・基本方針等に沿って目標を設定し、一定の評価基準で貢献度合いを評価し決定する方針としています。評価は、統括代表パートナーが前年度の業務の状況と面談の結果を踏まえて、当法人のサービス品質が確保できているかという点を重視し法人への貢献度を評価します。

なお、統括代表パートナーの評価が主観的にならないように、社員評価については、独立性を有する第三者2名が面談に同席し意見を求めています。

(5) 非監査業務、兼業・副業に対する考え方

当法人は、中小規模の事業会社等に対して質の高い監査サービスを提供することを目的に、監査業務専門の監査法人として設立されました。そのため、当法人においては、原則として非監査業務を実施しない方針としています。

一方、監査業務においてはクライアントのリスクに応じた総合的な判断が求められることから、監査業務のみでは得られない知見や経験を獲得する機会を確保するために、各パートナーの個人事務所等において、監査業務の遂行に支障のない範囲で非監査業務の兼業・副業を認めています。なお、利益相反や独立性の懸念に対しては、非監査業務の提供先・業務内容に係る報告書を品質管理部に提出させ、品質管理部においてモニタリングを行っています。

4. IT基盤

(1) ITの積極的な活用

当法人は、監査調書の改ざん及び情報漏洩の防止並びに監査業務の効率化のために、社会的影響度の高い事業体に係る監査業務については、監査調書の電子化を義務付けております。

また、法人内のナレッジは、掲示板やデータベースに保存し、法人構成員が必要な時にいつでも法人貸与PCからアクセスできる仕組みを整備しています。

(2) 情報セキュリティ

I T の積極的な活用は、情報セキュリティリスクへの対応が重要課題になると認識しています。当法人においては、情報の紛失・漏洩・私的利用等を防止するためのリスク管理を徹底するために、「セキュリティ・ポリシー（情報セキュリティ対策の基本方針）」、「情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティハンドブック」を整備し、全ての構成員に対して情報セキュリティに関する基本的な考え方を周知しています。また、万が一、インシデントが発生した場合の対応マニュアルとして、「情報セキュリティインシデント対応手順書」を整備し、インシデント発生時の報告プロセス等を全ての構成員に周知しています。

クライアントから入手する財務情報等の機密情報の管理を徹底し、情報の紛失・漏洩・私的利用等を最小限に抑えるために、主として以下の情報セキュリティ対策を実施しています。

- 法人構成員（業務委託を含む）には、法人貸与P Cの使用を義務付けています。
- 法人貸与P Cに、マルウェア対策ソフトを導入しています。
- 外部との電子ファイルの受け渡しは、高度なセキュリティ対策がなされたクラウドストレージを利用し、電子メールへのファイル添付は原則として禁止しています。
- 法人貸与P Cからのアクセスログを取得し、利用状況（いつ、誰が、何をしたか）を定期的にモニタリングしています。
- 業務に関係のないウェブサイトへのアクセスや法人で認証されていないクラウドストレージへのアクセスをウェブフィルタリングにより制御しています。
- 法人貸与P CにおけるU S Bメモリ等の外部ストレージの利用を制御しています。
- 法人貸与P Cの位置情報の自動取得やリモートワイプ機能を実装し、デバイスを紛失した場合の所在確認や遠隔消去を可能としています。
- 法人で認証されていないデバイスから法人システムへのアクセスを遮断しています。
- 法人貸与P Cのローカルフォルダに電子ファイルを保存した場合には、P Cシャットダウンと同時に電子ファイルが自動削除される仕組みを導入しています。

5. 財務基盤

① 当法人の売上高の状況

当法人の直近3事業年度の業務収入(税込)の推移は以下のとおりです。

	第2期 (2023年6月期)	第3期 (2024年6月期)	第4期 (2025年6月期)
監査業務収入	73,700千円	143,440千円	(注) 153,327千円
非監査業務収入	一千円	一千円	一千円
業務収入合計	73,700千円	143,440千円	153,327千円

(注) 第4期より税抜処理を採用していますが、過年度との比較可能性確保の観点より、税込で記載しております。

② 報酬依存度

当法人は、被監査会社からの独立性を保持するために、品質管理部が報酬依存度を適切に管理しています。特定の被監査会社が社会的影響度の高い事業体であり、かつ、報酬依存度が2年連続して15%を超える場合には、セーフガードとして法人外部の適格性を有する公認会計士による監査意見表明前のレビューを受ける方針としています。

なお、報酬依存度が2年連続して15%を超える関与先は、提出日現在において該当ありません。

③ 公認会計士職業賠償責任保険等への加入

当法人は、公認会計士職業賠償責任保険及びサイバーリスク保険に加入しております。

6. 国際対応基盤

当法人は中小規模の事業会社等に対する監査業務の提供を目的としており、海外比率の高い中規模以上のクライアントに対する監査業務の提供は現時点においては想定していません。また、現在提供している監査業務において海外展開しているクライアントはありますが、海外比率は現状では高くないため、現地の監査事務所等への依頼が必要な状況にはありません。

なお、監査契約の新規受嘱及び更新に係る契約審査において、グローバル対応の必要性についても検討対象としており、必要と判断した場合には海外経験のある人材の採用等を検討します。

V 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

上場会社等を監査する監査事務所は、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」に沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することなどが義務付けられております。

当法人は、2024年7月より「監査法人のガバナンス・コード」を採用しています。

【監査法人が果たすべき役割】

原則・指針		晴磐監査法人の対応状況 (Comply or Explain)
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<p>【Comply】</p> <p>統括代表パートナーは、当法人の「私たちと関わる人の心を晴れやかに」という経営理念及び基本方針を定め、ウェブサイト等で内外に明示するとともに、法人構成員に周知しています。</p> <p>また、法人の業務管理体制の整備のうち重要な事項について、社員会における協議を通じて、社員はその責務を果たしています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>I 統括代表パートナーからのメッセージ</p> <p>II 当法人の経営理念と基本方針</p>
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	<p>【Comply】</p> <p>当法人の経営理念や基本方針を当法人の法人掲示板に掲示し、法人構成員が共通の価値観を保持するように周知しています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>II 当法人の経営理念と基本方針</p>
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	<p>【Comply】</p> <p>経営理念・基本方針等に沿って目標を設定し、一定の評価基準で貢献度合いを評価し決定する方針としています。評価は、業務の</p>

		<p>状況と面談の結果を踏まえて、当法人のサービス品質が確保できているかという点を重視し法人への貢献度を評価します。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 3. 人的基盤 (4) 人事評価</p>
1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>当法人は中小規模の組織であり、全構成員の顔を容易に把握することが出来る環境にあります。各種会議に加えて、IT ツールを積極的に活用することにより効率的な情報共有やコミュニケーションが積極的に行われる組織風土を醸成するように努めています。</p>
1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>当法人においては、原則として非監査業務を実施しない方針としています。</p> <p>一方、監査業務の遂行に支障のない範囲で、パートナーの個人事務所等において非監査業務の兼業・副業を認めています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 3. 人的基盤 (5) 非監査業務、兼業・副業に対する考え方</p>
1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>【N/A】</p> <p>当法人は、グローバルネットワークに加盟していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っていません。</p>

【組織体制】

原則・指針		当法人の対応状況 (Comply or Explain)
原則 2	<p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>	

2-1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>会計監査の品質確保及びその持続的向上を図る観点から、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすために、最高経営責任者及び品質管理責任者を構成員とする「経営戦略会議」を設置し、法人運営についての経営・執行を行っています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ②経営戦略会議</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するため IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>【Comply】</p> <p>最高意思決定機関である「社員会」の直下に、実効的な経営・執行機関として「経営戦略会議」を設けることにより組織的な運営を行っています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>I 統括代表パートナーからのメッセージ</p> <p>III 2. 組織・ガバナンス基盤</p> <p>III 3. 人的基盤</p> <p>III 4. IT基盤</p>
2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>経営機能を果たす人員として、最高経営責任者及び品質管理責任者を社員会において選任し、「経営戦略会議」を組織し、法人運営についての経営・執行を行っています。</p>

		<p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ②経営戦略会議</p>
--	--	---

原則・指針		当法人の対応状況 (Comply or Explain)
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	<p>【Comply】</p> <p>経営戦略会議に「独立性を有する第三者」である外部委員2名が参加し、監督・評価を行っています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ⑥独立性を有する第三者</p>
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	<p>【Comply】</p> <p>当法人は、上場企業等の監査を行っており、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保することが求められるため、「独立性を有する第三者」を選任し、当法人の組織的な運営の実効性に関する評価や経営機能の実効性向上に資する助言・提言を受けています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ⑥独立性を有する第三者</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 	<p>【Comply】</p> <p>当法人と「独立性を有する第三者」との間で契約を締結し、当法人が求める役割を果たすことについて合意しています。</p> <p>なお、外部委員には、以下の業務を役割として期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当法人の組織的な運営の実効性に関する評価 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言

	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>言</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ⑥独立性を有する第三者</p>
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>「独立性を有する第三者」である外部委員には、毎月2回開催の経営戦略会議への参加を依頼し、必要となる情報提供を行い、適切な監督・助言等が行われる体制を整備しています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ②経営戦略会議</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ⑥独立性を有する第三者</p>

【業務運営】

原則・指針		当法人の対応状況 (Comply or Explain)
原則 4	<p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>社員会や業務連絡会議において監査現場からの情報等を共有するとともに、監査責任者は、監査現場において職員と密なコミュニケーションを行うことで、監査現場からの必要な情報等について適時に共有しているほか、社内掲示板やチャットツールにより、経営執行の考え方を法人構成員に浸透させる体制を整備しています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p>

		<p>I 統括代表パートナーからのメッセージ</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ①社員会</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤 ③業務連絡会議</p> <p>IV 4. IT基盤 (1) ITの積極的な活用</p>
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>当法人の人事評価は、監査品質を最も重要視する方針としており、職業的懐疑心の発揮についても考慮しています。また、それぞれの役割と責任を明確にし、各人が経営目標達成に沿った目標を計画し、当該目標に対する一定期間の行動結果を評価に反映する方針としています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 3. 人的基盤 (4) 人事評価</p>
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、パランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>【Comply】</p> <p>当法人は、専門要員が監査業務に必要な適性や能力を維持向上するために、継続的に研修を受講することが重要であると考え、法人が要求する監査品質を担保するために専門要員の属性ごとに必要な研修を品質管理部が選定し、受講を義務付けています。また、監査業務のみでは得られない知見や経験を獲得する機会を確保するために、監査業務の遂行に支障のない範囲において非監査業務の兼業を認めています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 3. 人的基盤 (3) 教育訓練</p> <p>IV 3. 人的基盤 (5) 非監査業務、兼業・副業に対する考え方</p>
4-4	<p>監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>クライアントの CEO・CFO 等の経営幹部とは経営者ディスカッション等を通じてコミュニケーションを図っており、クライアントのビジネスの理解や監査上のリスク等につ</p>

		いて率直かつ深度ある意見交換を行っています。また、監査役等との間では、監査計画や監査結果、監査上の重要論点等に関して監査役等と適時にコミュニケーションを実施しています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	<p>【Comply】</p> <p>当法人のウェブサイトには監査ホットラインを設置し、内部及び外部からの通報を適切に対処する体制を整備しています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 1. 品質管理基盤 (9) 監査ホットライン</p>

【透明性の確保】

原則・指針		当法人の対応状況 (Comply or Explain)
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	<p>【Comply】</p> <p>当法人は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、クライアントの経営者や監査役等への説明を行うとともに、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう当法人のウェブサイトにて公表しています。</p>
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 	<p>【Comply】</p> <p>当法人では左記の事項を記載した「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、クライアントの経営者や監査役等への説明を行うとともに、当法人のウェブサイトにて公表しています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>I 統括代表パートナーからのメッセージ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務 (グループ内を含む。) の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況 (積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>II 当法人の経営理念と基本方針</p> <p>IV 1. 品質管理基盤</p> <p>IV 2. 組織・ガバナンス基盤</p> <p>IV 3. 人的基盤</p> <p>IV 4. IT 基盤</p> <p>IV 5. 財務基盤</p> <p>また、監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) については、5 項目を設定しております。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 1. 品質管理基盤 (2) 職業倫理・独立性</p> <p>IV 1. 品質管理基盤 (7) 品質管理システムのモニタリング</p> <p>IV 3. 人的基盤 (3) 教育研修</p> <p>IV 4. IT 基盤 (1) IT の積極的な活用</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的 (会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じる 	<p>【N/A】</p> <p>当法人は、グローバルネットワークに加盟していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っていません。</p>

	<p>リスクを軽減するための対応措置とその評価</p> <p>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</p>	
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>当法人は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、クライアントの経営者や監査役等への説明を行うとともに、株主、その他の資本市場の参加者等が理解できるよう当法人のウェブサイトでご公表しています。また、独立性を有する第三者から適宜助言をいただき、監査品質の向上に必要な施策について検討しています。</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>当事業年度末（2025年6月30日）を評価基準日として本原則の適用状況を統括代表パートナーが評価し、監査品質の向上に向けた当法人の取組みは有効であると結論付けています。</p> <p>また、品質管理のモニタリング制度を通じて、監査品質向上に向けた取組みの実効性を評価しています。</p> <p>〈当報告書での記載箇所〉</p> <p>IV 1. 品質管理基盤（7）品質管理システムのモニタリング</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>【Comply】</p> <p>当法人は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の説明や公表によって得られた資本市場の参加者等からのご意見を経営戦略会議へ報告し、独立性を有する第三者の助言も受けながら、組織的運営の改善に努めています。</p>